

大阪狭山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例（平成13年大阪狭山市条例第5号）の趣旨に基づき、すべての市民が多様な生き方の理解を広げ、誰もがかけがえのない個人として互いの存在や尊厳を認め合う社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SOGI 性的指向（恋愛感情、性的関心等の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等、すべての人が持っている属性のことをいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者の子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）（以下「子等」という。）を含め、家族として相互に協力し合うことを約した継続的な関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者が、市長に対し、双方が互いのパートナー又は家族であることを誓うことをいう。
- (5) 自治体間連携ネットワーク パートナーシップ宣誓書受領書等の交付を受けた者の自治体間における住所の異動に伴う手続きの負担軽減を図ることを目的として設立した複数自治体で構成される会議体をいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者（以下「宣誓予定者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓予定者のいずれか一方が、大阪狭山市（以下「市」という。）内に住所を

有し、又は3箇月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 宣誓予定者がともに現に婚姻（事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）をしておらず、かつ、現に本市において宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

(4) 双方が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）

2 ファミリーシップの宣誓の対象となる子等は、宣誓予定者の子等であって、生計が同一であるものとする。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓予定者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する同意書（様式第3号。以下「同意書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより宣誓するものとする。この場合において、ファミリーシップの宣誓の対象となる子等で15歳以上の者は、自らが署名するものとする。

(1) 宣誓予定者及び子等全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3箇月以内に発行され、続柄の記載があるものに限る。）

(2) 婚姻をしていないことを証明する書類（外国籍を有する者にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書に当該婚姻要件具備証明書の日本語訳を添付したもの）（3箇月以内に発行されたものに限る。）

(3) 市内への転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類

(4) ファミリーシップの宣誓を行う場合にあつては、当該子等がファミリーシップの対象者であることを証明する書類及びパートナーシップにある者と当該子等の生計が同一であることが認められる書類

(5) 宣誓予定者の個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（宣誓予定者の顔写真が貼付されているものに限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、宣誓予定者の一方若しくは双方又は子等（以下「当事

者」という。)が自ら宣誓書又は確認書に自署することができないときは、当該当事者立ち合いの下で他の者に代筆させることができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓予定者は、前条の規定により宣誓書及び確認書を提出する場合においては、氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができるものとする。この場合において、通称名を使用しようとする者は、前条に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが分かる書類を市長に提出しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、大阪狭山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第4号。以下「受領証」という。）及び大阪狭山市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第5号。以下「証明カード」という。）を宣誓書、確認書及び同意書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名が使用されているときは、受領証及び証明カード（以下「受領証等」という。）に通称名を表示するものとする。

(宣誓内容の変更等)

第7条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届（様式第6号。以下「変更届」という。）、受領証等及び変更の内容が確認できる第4条第1項第5号又は第6号に掲げるいずれかの書類を、市長に提出するものとする。

2 市長は、変更届の提出を受け、受領証等の記載事項を変更したときは、変更後の受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 宣誓者は、交付された受領証等について、紛失、毀損又は汚損したときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出し、当該受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損に係る再交付にあっては、当該宣誓者は、毀損又は汚損した受領証等を添付し、第4条第1項第5号又は

第6号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出があったときは、当該提出した者に対し、受領証等を再交付するものとする。

3 受領証等を紛失したことを理由に再交付を受けた者は、その紛失した受領証等を発見したときは、速やかにその発見した受領証等を市長に返還しなければならない。
(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）に受領証等を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップの関係が解消されたとき。
- (2) パートナーシップ宣誓者の一方が死亡したとき。（引き続きファミリーシップの継続を希望する場合を除く。）
- (3) 第3条に定める要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(子の氏名等の削除)

第10条 ファミリーシップの宣誓がなされている者（この項の規定による申し立てをする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第9号。以下「申立書」という。）及び第4条第1項第5号又は第6号に掲げるいずれかの書類を市長に提出することにより、受領証等から当該子の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による申立書の提出があったときは、その内容を審査し、内容が適当と認められる場合、当該子の氏名等を削除した受領証等を宣誓者に交付する。

(宣誓の無効)

第11条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、宣誓を無効とすることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 受領証等を不正に利用したとき。

2 市長は、前項の規定により宣誓を無効としたときは、宣誓者であった者に対し、

交付した受領証等の返還を求めることができる。

（自治体間の連携）

第12条 宣誓者が、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）を本市と締結している自治体で宣誓に係る受領証（以下「連携自治体受領証」という。）の交付を受けている場合において、本市への転入後も引き続きパートナーシップ又はファミリーシップの関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証等の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、所定の事項をそれぞれ自書したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第10号。以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 連携自治体受領証
- (2) 住所地の変更を証する書類
- (3) 第4条第1項第5号又は第6号に掲げるいずれかの書類

3 市長は、前項の規定により継続申告書の提出があったときは、当該者が市においてパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしたものとみなすことができる。

（市民及び事業者への情報提供及び啓発）

第13条 市は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨が市民及び事業者適切に理解されるよう必要な広報活動を行うとともに、全ての市民等がSOGIにかかわらず社会活動において尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう、必要かつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。